

群馬大学共同教育学部附属学校部長選考規程

令和 6. 2.14 制定

(趣 旨)

第1条 群馬大学共同教育学部附属学校部長（以下「附属学校部長」という。）候補者の選考は、この規程の定めるところによる。

(選考の時期)

第2条 附属学校部長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 附属学校部長の任期が満了するとき。
- (2) 附属学校部長が辞任を申し出たとき。
- (3) 附属学校部長が欠員となったとき。

2 前項第1号の場合は、任期満了の1月前までに、同項第2号又は第3号の場合は、速やかに行う。

(附属学校部長候補者の資格)

第3条 附属学校部長候補者の資格は、共同教育学部の主担当を命ぜられた教授又は教育学研究科の主担当を命ぜられた教授であって、学校教育法施行規則第20条及び第22条に定めるものとする。

(選考の方法)

第4条 共同教育学部及び大学院教育学研究科三役会議（以下「三役会議」という。）は、附属学校部会議構成員に諮問し、附属学校部長候補適任者1人を選考する。

2 三役会議は、前項で選考した者を共同教育学部教授会（以下「教授会」という。）に推薦する。

3 教授会は、前項で推薦された者について、構成員による投票を行う。

(投票の方法)

第5条 投票は、無記名投票とする。

(候補者の決定)

第6条 前条の投票により、有効投票数の過半数を得た者を附属学校部長候補者とする。

(候補者の推薦)

第7条 学部長は、教授会の投票により決定した附属学校部長候補者を学長に推薦する。

(任 期)

第8条 附属学校部長の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、原則として引き続き4年を超えて在任することができない。

2 第2条第1項第2号及び第3号に該当する理由に基づき、附属学校部長となった者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。ただし、前任者の残任期間が1年以下の場合は、その期間に1年を加えた期間とする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

(雑 則)

第10条 この規程の施行に伴う必要な事項については、教授会が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年2月14日から施行する。